

玉掛け技能講習について

労働安全衛生規則第 83 条 玉掛け技能講習規程(労働省告示第 119 号)により、制限荷重が1トン以上の揚貨装置またはつり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリックなどを使用して玉掛け作業を行う場合には、玉掛け技能講習を修了した方またはその他厚生労働大臣の定める方でなければ玉掛け作業に従事することはできません。

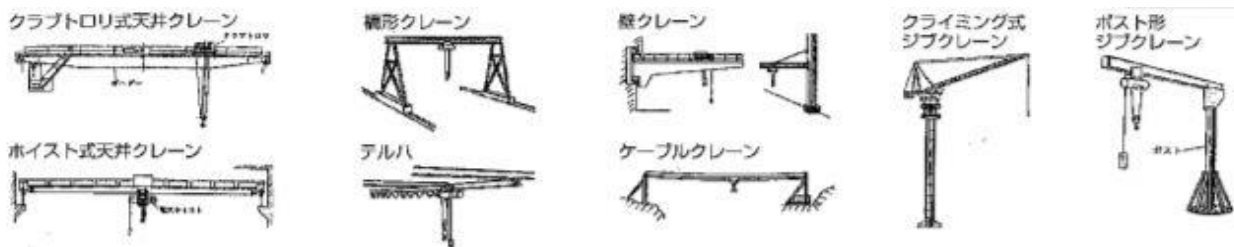
運転できる主な機械

玉掛けとは、つり上げ荷重1トン以上のクレーンや移動式クレーンなどを使用して荷を吊り上げるときに、ワイヤロープやチェーン及びその他玉掛け用具を用いて、荷をクレーンなどのつり具に掛けたり、外したりする作業のことをいいます。

受講資格

18歳以上

クレーン運転業務（5t未満）特別教育について



つり上げ荷重5トン未満のクレーンを運転操作するための講習です。

事業者は労働安全衛生法第59条第3項により、つり上げ荷重5トン未満のクレーン(移動式クレーン・デリック及び揚貨装置を除く)の運転の業務に労働者を就かせるときは、安全または衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。

運転できる主な機械

クレーンとは、「荷を動力を用いてつり上げ、これを水平に運搬することを目的とする機械装置」で、移動式クレーン・デリック及び揚貨装置を除くものです。

○クラフトロリ式天井クレーン ○橋形クレーン ○壁クレーン

○ホイスト式天井クレーン ○ジブクレーン ○ケーブルクレーン ○テルハなど

※つり上げ荷重が5トン未満の無線操作式クレーンを含みます。

受講資格

18歳以上